

矢板市空家等活用支援補助金 申請の手引き

1. 補助の対象者

- (1) 矢板市空き家バンク※に登録された住宅を取得**した者
※子育て世帯等向けの場合は矢板市空き家バンク及び栃木県空き家バンク
**3親等内の親族間の取引のとき、公共工事による移転のときを除く。
- (2) 移住世帯向けの場合
矢板市以外の区域から転入した者
子育て世帯等向けの場合
補助金申請年度の4/1時点で、18歳未満の子どものいる世帯又は夫婦のいずれかが39歳以下の世帯
- (3) 概ね10年以上当該住宅に住民票を異動し定住すること
- (4) 当該住宅に入居する世帯員が2名以上であること
※矢板市やいたぐらし応援補助金、矢板市結婚新生活支援事業補助金、矢板市木造住宅耐震改修等補助金との併用はできません。
- (5) 市区町村が賦課する税に滞納のない者

2. 補助の条件等

- (1) 住宅の取得後に改修工事等を行うこと
※併用住宅の場合は居住部分に限る
- (2) 矢板市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主が実施する工事であること
- (3) 補助は同一人に対し1回限り
- (4) 工事完了後1か月以内又は交付決定を受けた日の属する年度の2月末日までに完了報告ができること
- (5) 予算の範囲内において交付する

3. 補助金の額等

移住世帯向けの場合

- ・補助率 工事費の2分の1
- ・限度額 特定地域 50万円
その他の地域 30万円

子育て世帯等向けの場合

- ・補助率 工事費の3分の2
- ・限度額 特定地域 100万円
その他の地域 60万円

支払い 完了報告及び請求後、指定された申請者名義の口座に振り込む

4. 工事等の種類

住宅の安全性、居住性、機能性等の維持向上を目的に行う改修・増築・改築工事
(例)

- ・基礎、柱、外壁、屋根、床、内壁、天井等の修繕又は補強工事
- ・間取りの変更等の模様替えを行う工事
- ・外壁、屋根、床、内壁、天井、外建具等の断熱改修工事
- ・バリアフリー改修工事（手すり設置、段差解消等で屋内のものに限る）
- ・屋外修繕工事（バルコニー、雨どい等）
- ・屋内修繕工事（壁紙張替え、畳替え、内建具、トイレ、風呂等）
- ・設備改修（システムキッチン、洗面台、トイレ等）
- ・給排水管の修繕工事

5. 申請期間

売買契約を締結した日から1年を経過するまでの期間

ただし、子育て世帯等の要件が適用になるのは補助金申請年度の4月1日時点で、18歳未満の子どもがいる世帯または夫婦のいずれかが39歳以下の世帯の方となりますのでご注意ください。

6. 提出書類

《申請時》

- (1) 交付申請書（別記様式第1号）
- (2) 定住誓約書（別記様式第2号）
- (3) 市区町村税完納証明書
- (4) 売買契約書の写し
- (5) 住宅の平面図及び位置図
- (6) 改修前の住宅の外観及び工事予定箇所の写真

※申請時に写真を添付できない箇所については、完了報告の際に添付すること

- (7) 改修工事に係る明細書及び見積書の写し

《完了報告時》

- (1) 完了報告書（別記様式第6号）
- (2) 移住あるいは転居後の世帯全員の住民票の写し
- (3) 建物の登記事項証明書の写し
- (4) 工事請負契約書の写し
- (5) 改修後の住宅の工事施工箇所の写真

※改修の前後で変化がわかりにくい箇所については、施行中の写真も添付すること

- (6) 改修工事に係る明細書及び領収書の写し

※改修工事に係る明細が工事請負契約書に明記されている場合は領収書の写しのみ

《請求時》（完了報告と同時に提出してください）

- (1) 交付請求書（別記様式第7号）
- (2) 交付決定通知書の写し
- (3) 振込を希望する口座の通帳の写し

7. 注意点

- 交付決定前に行った（工事請負契約を締結した）工事については、補助の対象となりません。
- 申請及び完了報告にはそれぞれ期限がありますので、期限に間に合うよう事業者と事前によく打ち合わせをしてください。
- 補助金は同一人に対し1回限りとなりますので、補助限度額に達していない場合でも追加の申請はできません。
- 工事内容や金額に変更がある場合は、変更交付申請の手続きが必要となりますので、速やかに市都市整備課までご連絡ください。
- 改修工事によるトラブルに関して、矢板市では一切関知できません。
- 補助金を交付するにあたり、工事箇所等不明の場合は、現地確認をさせていただく場合があります。

《次ページに続く》

《補助金交付等の流れ》

市役所（都市整備課）	申請者
	<ul style="list-style-type: none"> • 空き家バンクへの利用登録 (活用支援補助金申請の事前相談含む) • 住宅の改修工事について業者に相談 • 住宅の売買契約 • 業者より正式な見積もり等を徴収
<p>受付・審査</p>	<p>↓</p> <p>「交付申請書」 (売買契約の日から1年以内) ※添付書類等は「6. 提出書類」を参照</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>子育て世帯等の要件が適用になるのは補助金申請年度の4月1日時点で、18歳未満の子どもがいる世帯または夫婦のいずれかが39歳以下の世帯の方となりますのでご注意ください。</p> </div>
<p>「補助金等交付決定通知書」</p>	<p>→ 受領</p>
	<ul style="list-style-type: none"> • 工事請負契約 • 工事着手 (交付決定の日から60日以内) <p>↓</p> <p>※ 工事内容・金額に変更があった場合 変更申請の手続きあり</p> <ul style="list-style-type: none"> • 工事完了
	<ul style="list-style-type: none"> • 引っ越し（住民票の移動） <p>「完了報告書」 (工事完了の日から1ヶ月以内又は2月末日まで) ※添付書類等は「6. 提出書類」を参照</p>
<p>受付・確認</p>	<p>←</p> <p>「交付請求書」 (完了報告書と同時) ※添付書類等は「6. 提出書類」を参照</p>
<p>補助金の交付</p>	<p>→ 受領</p>

※ 申請内容（工事内容や金額）に変更が生じた場合は、変更申請の手続きが必要となりますので、速やかに市都市整備課までご連絡ください。

《対象とならない工事例》

全般	1	新築工事
	2	設計費、確認申請手数料等
	3	併用住宅の居住以外の部分のリフォーム工事
外構等	4	物置、車庫、カーポート等
	5	造園、門扉、塀、ウッドデッキ、玄関までのスロープ等
	6	植樹、剪定等の植栽工事
	7	下水道接続、合併処理浄化槽工事
設備関係	8	電話、インターネット等の配線工事
	9	アンテナ設置等の工事
	10	給湯器の設置工事
	11	太陽光発電、太陽熱利用設備の設置工事
	12	雨水浸透ます、雨水タンク設備の設置工事
電機器具等	13	家電製品設置工事（エアコン、照明器具等）
	14	暖房器具等の設置
	15	家具、調度品の購入・設置
	16	防犯カメラ・ライト等の設置工事
	17	ガスコンロ、IH（電磁）調理器のみの設置、入れ替え
その他	18	網戸の設置、張替え
	19	カーテン、ブラインドの設置
	20	防火、消火設備・用品の設置工事（火災報知器、ガス警報器等）